



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	近代社会における個人の位置と意味（1）：ジョン・ロックの個人概念と社会モデルをめぐって
Author(s)	佐々木, 隆生; Sasaki, Takao
Citation	年報 公共政策学, 18, 3-22
Issue Date	2024-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/91841
Type	departmental bulletin paper
File Information	18-02_Sasaki.pdf



【論 文】

近代社会における個人の位置と意味 (1) —ジョン・ロックの個人概念と社会モデルをめぐって—

佐々木 隆生*

1. はじめに

17世紀末以来、自由で平等な諸個人によって社会が構成されているという観念が次第に支配的となり今日に至っている。この観念は、「有機体」としての社会に人間が従属するという観念を否定し、政治、経済、文化にわたる人間観の変革をもたらしてきた。だが、個別化され独立した諸個人が社会を形成するという観念に対して、人間は社会的存在であり、個人は社会以前に独立して存在するものではないという観念が対立し、哲学をはじめとして人文・社会諸科学は、個人と社会はいかなる関係をもつのかという問題を抱えてきた。すでに多くの研究がなされてきたが、本稿は、この問題についての筆者自身の序論的考察の端緒をなし、自立した個人によって社会が構成されるという観念の先駆あるいは原基をなすジョン・ロックの『統治二論』(1690)¹⁾に見る個人概念と社会モデルに対する評注を与えることを通じて、近代社会と個人の関係についての考察の準備を行う。以下、第2章ではロックの個人概念について、第3章ではロックの社会モデルの性格について、第4章では個人概念に結びつくロックの自我論について検討し、最後にそれらから得られる今後の考察にかかる課題を提起する。

2. ジョン・ロックの個人概念

ジョン・ロックの『統治二論』(1690)は、ホッブズが1651年に『リヴァイアサン』において述べた論理—生まれながらに平等な各人 every man が各人に対する戦争状態となる自然状態から共通の権力を有するコモンウェルス commonwealth を形成する—という論理²⁾を一面では継承しつつ、他面では、王ではなく議会の立法権力に至高の権力を求め、1688年の「名誉革命」に正当性を与えた。一人 one man が他者 another に対して権力をもつ自然状態から各個人 every individual が一つの共同体 community ある

* 北海道大学名誉教授 E mail: takao.sasaki1010@gmail.com

1) Locke (1988[1690])。

2) Hobbes (1996[1651]), Capter XIII, pp. 82-86 および XVII, pp. 111-115, 邦訳第1分冊第13章および第2分冊第17章。

いは統治体 **government** を、すなわち政治社会 **political society** —今日の概念では国家 **State**³⁾—を形成することによって、多数決に服する合法的統治 **lawful government** を実現すべきことを明らかにしたのである。ここに、社会と国家が諸個人 **individuals** によって構成されるというイメージが誕生したと言えるであろう。

ロック以前には、諸個人 **individuals** という概念はほとんど用いられなかったが、その後次第に諸個人によって社会が構成されているという観念が定着してきた。そうした観念の源流はロックにあると言える。ここでは、ロックの個人概念についての評注を通して、ロックの個人概念の意味を検討しよう。

2.1 自由人 **freeman** について

ロックは、『統治二論』において、自然法の範囲内では人間が生来自由で平等な存在であり、理性にしたがって自己を保全する権利を有するとの命題から出発する (Locke (1988[1690]), Book II, 邦訳「後編 政治的統治について」の §4, 6, 22, 25, 87—以下の § はいずれも同書の節を指す)。ロックは、ホッブズが述べた「自然権としての自由」という論理⁴⁾を明らかに継承している。それは自然状態においては他から制約を受けない独立した個人が存在すると言うに等しく、ロック自身、「人間 **Men being** は生来、すべて自由で平等で独立した **all free, equal and independent** である」 (§95) と述べている。このような個人概念は、しばしば抽象的思考の産物と捉えられているが、まず、こうした個人概念について検討をしておこう。

第1に把握しておくべきは、ロックが、自然状態における人間は自らが自然法を執行する権力を有し、自らが「裁判官 **Judge**」であると同時に「執行官 **Executioner**」である自由をもつと述べていることである (§7, 8, 87, 125)。この観念は、ハンナ・アレントが言う「主権と自由が同じもの」⁵⁾とも一致する。ホッブズにも言えるが、そうした観念は、単に抽象的思考の産物ではなく、現実の歴史を反映したものであった。中世ヨーロッパの自力救済権を保有する自由人 **freeman** がそれである。このことについては、すでに別のところで述べたので詳述しないが⁶⁾、自由人あるいはジッペの間での「私戦 **quarrel, feud, Fehde, guerre privée**」がそれをよく現す。フランスなど大陸ヨーロッパの封建制とは異なり、ノルマン・コンクエスト以後のイングランド封建制においては、臣下が王ではなく領主に軍事奉仕義務を負うことが禁じられ、「私戦」は抑制されていたが、それでも自由人の間での決闘は時代によって変動はあれども絶えなかった。また、1264-1267年の「バロン戦争 **Baron's War**」をはじめ再三にわたる貴

3) ステイトとしての国家についての筆者の見解については、佐々木隆生(2010)、第1章。

4) Hobbes, *ibid.*, p. 86, 邦訳第1分冊 p. 216。

5) Arendt (1998[1958]), p. 234, 邦訳 p. 368 および Arendt (1977[1954]), pp. 162-163, 邦訳 pp. 222-223。

6) 佐々木隆生, *op. cit.*, pp. 57-67。

族の王への抵抗は、封建制において自由人が自力救済権を保有していたことを示している。ノルマン朝自由人は、貴族や騎士など軍事奉仕義務を伴う土地保有者から王に武器を提供する義務を負う小奉仕保有 *tenure in petty serjeanty*、非軍事的奉仕を行う鋤奉仕保有 *socage* などに至る封建的身分であり⁷⁾、1285年のウインチェスター法 *the Statute of Winchester* では15歳から60歳までの全自由人は武装して軍事・警察などに従事するべきとされていた⁸⁾。やがて自由人の範囲は自治都市 *borough* が議会に代表を送るようになるなど変化したが、身分としての自由人という観念は17世紀においても維持されていた。ロックの自由な諸個人とはノルマン朝から17世紀に至るイングランド社会における自由人に他ならなかったのである。

無論、そうした自由人を基礎に構築された社会でも、イングランド封建制に起源をもつ「旧き市民社会 *societas civilis, res publica*」としての公的社会は存在してきたが、『統治二論』前篇において、ロックは王の主権の正統性を否定しつつもその面に立ち入ることはなかった。すなわちイングランド王制の歴史的現実から離れてロックは「自然状態」を規定したのである。

第2に留意すべきは、自然状態において、人は他人の許可や意志に依存することなく自然法の範囲内で、自己の行動を律し、自分の所有物や身体を処理することができる自由な状態にあるとする規定である (§4-6, 25-27, 44)。この規定は、自由であるためには自然法に従う理性を不可欠とすることを含み、さらに神が与えた自然の共有物から自己労働を権原とする所有 *property* を実現し、排他的な私的財産 *private possessions* をもって他人の許可や意志に依存することない自立を達成することを必要とする。そのような自由人は、単独では存在しえない人間が婚姻によって家族を形成し、子供が理性をもち自由となるまで教育する義務を負うことから、また女性に対して男性は「より有能でより強い性」であることから家長 *paterfamilias* (§57-58, 77-86) とされる。こうして、政治社会を構成する十全な意味での自由人は、婚姻や契約によって家族—より正確に言えば、奴隷 *slave* 以外の自由身分である配偶者やサーヴァントなどを含む家共同体—を構成する家の主 *master* に他ならない。したがって、自力救済権を基礎付ける共同体としての家長が自由人として位置づけられる「旧き市民社会 *societas civilis*」あるいは封建制以来の自由人が、ロックの自由人概念を支えていたことを、ここにもまた看取しうる。

第3に、ロックが触れていない隠された論点が存在する。それは、自然状態の歴史的背景である中世ヨーロッパの「旧き市民社会」が、一方では自力救済権をもつ自由人が土地保有条件に基づいて構成する公的社会であったとともに、他方では、かつて

7) ノルマン朝以後のイングランドの自由人規定については、Maitland (1908), pp. 23-39, 邦訳 pp. 33-55。

8) Maitland, *ibid.* pp. 275-280, 邦訳 pp. 365-372。

フリッツ・ケルンが『中世の法と国制』で、慣習法が王や諸侯の恣意に優越する「主権的 *souverän*」存在であったと述べたように、政治的権力とは別個に「良き旧き法 *good old law, das gute alte Recht*」が「正」を律したことである⁹⁾。中世ヨーロッパの法は種々の法源から構成されていたが、「神の法」である自然法ばかりでなく、部族慣習法から始まる慣習法が日常の道德律を規定していた。ロックは、一方では、ホブズと異なって自然状態と戦争状態とを区別し、自然法に従う社会関係の存在を認めたものの、他方では、前政治社会における社会関係を秩序づけていた法、イングランドに関していえばコモン・ロー（普通法）*Common Law* への言及を避けて自然状態を概念化した。ここには相当の問題があると言わねばならない。ノルマン朝のウィリアム征服王 *the Conqueror* はエドワード懺悔王 *the Confessor* の法を保持し、従来の慣習法を継承し¹⁰⁾、さらにヘンリー II は地方などで区々であった慣習法に基づく裁判権を集中し、王国全体に適用されるコモン・ローを確立し、イングランド法の独自の発展をもたらしたからである¹¹⁾。コモン・ローは、ローマ法継受の幾度もの試みにもかかわらず、ローマ法継受とともに王の主権性を追求したフランスとは異なる法制度を、「良き旧き法」を継承する法制度をイングランドにもたらしたのである。

このように、「良き旧き法」によって律せられる社会関係が前政治社会である「自然状態」に存在したにもかかわらず、ロックは、それに踏み込むことなく諸個人が自由で平等であり自力救済権を保有すると主張し、権威をもつ「共通の裁判官」のない自然状態では戦争状態に陥ると述べている (§19-20)。その結果、自然法とは異なる「良き旧き法」あるいはコモン・ローと政治社会の関係に触れなかったことから、あたかも諸個人が自由かつ平等である独立した存在であるかのような理解を生み出したとも言えるであろう。しかも忘れてはならないことに、ロックの政治社会起源論が標的としたスチュアート朝の絶対王政への傾斜は、イングランドの「古来の慣習」に対して王の主権的地位を置き換える試みであり、ロックにはるか先立つ1628年の「権利請願 *Petition of Right*」は、古来の法と慣習をもって王の権力に対抗するものであったからである。ロックの『統治二論』は、こうしたイングランド社会関係のある本質的側面を看過した上で、人間の自由と平等に基づく自然権を主張して臣民あるいは人民が主権的地位を獲得する論理を提供するという特徴をもっていたことに留意しなければならない。

以上に関連して、17世紀末の自由な人々とはどのようなものであったかについて確認しておこう。分類の適切さや数値の正確さはともかくとして1688年のグレゴリー・

9) Kern (1952), pp. 21-23, 邦訳 pp. 18-19。また「良き旧き法」それ自体についてと国制については、同書「I. 法 *Recht*」および「II. 国制 *Verfassung*」を参照されたい。

10) Maitland, *op.cit.* pp. 7-9, 邦訳 pp. 11-13。

11) Maitland, *ibid.* pp. 12-13, 邦訳 pp. 17-19。

キングによる統計によれば¹²⁾、イングランドの1,349,586の家族のうち、「王国の富をふやす *increasing the wealth of the Kingdom*」とされる500,586家族（貴族、騎士、エスクワイア、ジェントルマン、官僚・官吏、貿易商、法律家、聖職者、自由保有農、借地農、学者、国内商人、職人、将校）が、擬制的ではあるが、当時の自由人の家族と考えられるであろう。これに対して「王国の富を減らす」849,000家族（一般船員、レイバラーと通いのサーヴァントー住み込みのサーヴァントは上のカテゴリーの家族に含まれる一、小屋住み農、被救済民、兵卒）と「ジプシー、浮浪者・乞食など」は自由人の家族には該当しない。人口でいえば、総人口5,500,520人のうち前者が2,675,520人、残余は2,825,000人であった。極めて粗雑であることを承知の上で、家長が公的な「旧き市民社会」を構成した自由人であったとすれば、全人口550万余のうち、およそ50万人がロックの言う自由人にすぎなかった。

2.2 自己労働による所有について

ロックの自由人概念は、次章でより踏み込むが、自由人の存在の基盤が「所有」にあることから「自己労働による所有」を不可欠とし、さらに「所有」をめぐる係争は自然状態における戦争状態を規定して政治社会形成の最も重要な契機をなしている。このことについては後に詳述するが、ロックの自由な個人を規定する上で「自己労働による所有」は枢要な位置を占める。だが、この論理には幾つかの問題が存在する。

第1に、ロックは、自由と関係して、すべての人間は、他人の意志や権威に従属することなく自分自身の生来 *by nature* の自由に対して平等な権利 *equal right* をもつとしながら、年齢や有徳性、才能や功績、出自や縁故・恩恵などが人々の間に差異をもたらすことを承認している (§54)。それら諸個人間の差異と関わりなく自由に対して平等な権利が存在することを述べることによって、いかなる人間でも自然権を保有することを明らかにすることに眼目があったからである。しかし、このことは、自己労働に基づいて所有が正当化されるという論理と齟齬する。なぜならば、上に指摘される差異は、自己労働に基づかない種々の要因によって生じるからである。相続は無論のこと、政治的変化もまた所有関係に影響を及ぼしたからである。たとえば、ノルマン・コンクエスト後のイングランドにおける所有権の劇的変化を考えればよい。

12) Laslett (1988[1965]), pp. 32-33, 邦訳 pp. 46-47の「Chapter2 A One-Class Society」が Gregory King によって作成されたイングランドの家族の収支表を示している。キング自身はその表を含む1696年の草稿 *Natural and Political Observations and Conclusions upon the State and Condition of England* を公刊せず、彼の友人であった Charles Davenant の著作で知られるようになり、Smith (2003[1776]) も、第1編第8章で取り上げている。しかし、統計の正確さには相当の問題がある。ここでは、ラスレットと同様に、数値の確かさよりも当時の凡その社会関係を示すものと理解されたい。なお、ラスレットは、キングの草稿と John Graunt の1662年の論稿を編纂した *The Earliest Classics* (1973) を Gregg, New Jersey から編纂して刊行している。

5,000名足らずのノルマン騎士を含む1万2,000名を越えない程度の遠征軍は、ウィリアムIの直属受封者として、150万の人口をもつイングランドの所有関係の破壊や再編を通じて封建的保有権を獲得したのであった。また、所有関係は、封建制では自由人と非自由人の間の、また領主と領民の間での搾取・収奪関係を含む。たとい原初的に自己労働による所有の権原を述べようとも、所有が自己労働以外の要因によって生じることを看過してはならない。

第2に、ロックは自己労働に基づく所有の主体を単数の彼 *he/one man* で表現し、個人が単独で生産を行っているかのように描いているが、それは労働の社会的性格を捨象するものであった。ロックの自由な個人は先に指摘したように家長が体现しているが、彼の労働はサーヴァントを含む共同体としての家族の労働を不可欠とし、また農業では収穫作業をはじめとして多くの人手を必要とする時期には家族を超える村落での共同作業を不可欠とした。それゆえに収穫後などに祝宴や村落での祝祭が行われたのである。さらに、囲い込み以前の開放耕地制では共有地が存在し、いわば公共財 *public goods* が前提となって個々の農民の生産がなされたし、橋や道路などの維持は村落共同体全体の責務であった。村落共同体が社会的労働を担った例はいくらでも存在する。教区という単位でみれば、教会の維持もまた共同体の責務であった。労働の社会的性格と私的労働を支える公共財の不可欠性を看過して、自己労働を孤立して考察するわけにはいかないであろう。

ロックが描いた「自由な個人から構成される社会」は、王に至高権力を委ねる秩序を否定して、自然状態での自由で平等な理性的な個人を想定するものであった。その上で、諸個人は、自然状態において生じうる戦争状態に対して、法の下で自己の自由と所有の保全が可能となる政治社会すなわち権力機構としての国家を構成するという論理を導いたのである。

では、こうした個人概念と関わって、ロックはいかなる社会モデルを提示したのであるか。ロックが示した社会モデルはその後種々の変容を遂げながらも、「見えざる手」に導かれる調和的経済社会、さらにそれを基礎とする自由貿易平和主義的国際関係によって強化され、今日のネオ＝リベラリズムにまで継承されている。しかも、そればかりではなく、平等な自由な諸個人から出発する種々の互恵的ユートピアを希求するアナキズムや社会主義の一部にも影響を与えてきた。以下では、ロックの社会モデルの含意をとりあげることにしよう。

3. ロックの個人概念に基づく社会モデル

ロックは、自然法の下にある自然状態では、自然法に従う理性的被造物 *rational creatures* である諸個人 (§6, 25, 56-61, 98, etc.) は、自分の行動を律し、自己労働に基づく所有物 *possessions* や身体 *persons* を処理する自由な存在であり、権力 *power* と支配権限 *jurisdiction* は個人間で相互的であり平等な状態にあること (§4) を前提に、それ

ら諸個人の合意に基づいて政治社会 **political society** が形成されることを示した。この思想は、何よりも、有機体説に象徴される伝統的な社会の規範である階層的秩序、あるいは王権神授説に見られる絶対君主を正統化する国制を否定し、政治社会の権力が、法の下で諸個人が自らの生命、自由、財産を保全し、平和と平穏を確保するであろうことを意図したものであった。ロックの『統治二論』は、自由主義の一つの原型を生み出したのである。

注目すべきことに、ロックは、個人が政治社会に先立って独立した存在であることを述べつつ、他方で、政治社会形成以前に、すなわち自然状態ですでに諸個人が社会の枠組みの中に存在していることを承認していた。そのような非政治社会あるいは前政治社会をロックが想定していたことを踏まえて、シェルドン S. ウォーリンは、『政治とヴィジョン』において、ロックの構想が「社会についての非政治的モデル **a non-political model of a society**」と言えるリベラリズムの社会モデルへの道を拓くものでもあったと述べている¹³⁾。この点について、ウォーリンの探求とも重なるが、あらためて若干の考察を行い、諸個人と社会の関係についてのロックを源流とするリベラリズムが抱える問題を展望しておこう。

ロックは、人間が自然法にしたがう「一つの自然の共同体 **one community of nature**」をなすと認識し (§6)、さらに、王権の下での階層的秩序の擁護をなす「自然状態にあった人間などは存在しない」という主張に対して、リチャード・フッカーの『教会政治の法』からの引用をもって反論を行っている。フッカーからの引用は、「われわれは、自分だけではわれわれの本性が要求する生活、すなわち人間の尊厳にふさわしい生活に必要なものを十分に備えことはできず、従って、自分一人で孤立して生活しているときにわれわれの内に生じる欠乏や不完全さを補うことはできないから、われわれは、本性上、他者との交わりと共有 **communion** とを求めるように導かれるのである。これが、そもそも人々が政治社会 **political society** へと結合した原因であった。」である (§15)。ロックは、フッカーとは異なり、すべての人間が自身の同意によって政治社会の成員となるまでは自然状態にあると留保しつつ、政治社会に先立つ自然状態に共同体的社会関係、前政治社会的社会があることを認めていたと言える。このことは極めて重要であって、独立した諸個人から社会が生まれたとは言えないことをロックが踏まえていたことを意味する。そのことは、以下にみる所有についての叙述からも看取しうる。

ロックは、『統治二論』の後篇第V章「所有について **Of Property**」において、先ず自己労働によって所有が生じることを述べ (§25-27)、その上で、契約 **compact** によって他者と共同の権利をもっている **a right to them in common with others** 共有地 **commons** から「それらを共有状態から取り去る私自身の労働がそれらに対する私の所有権を定

13) Wolin (2004[1960]), pp. 257-287, 邦訳 pp. 332-363。

める」、つまり自己の労働の成果物であることが所有を生み出すこと (§28)、人口が増え、人々が一体となり集住し都市を建設して後に同意によって *by consent* 領土 *territory* の境界が生じ、彼ら内部の法によって *by Laws within themselves* 同じ社会に住む人間の所有権 *Properties of those of the same Society* を定めたこと (§38)、富が私的所有に基づく社会的分業に基づいて増加すること (§40-43) などについて言及している。これらの叙述は、いずれも自己労働に基づく所有に由来する私的所有が共有地を含む共同体と関係し、そこからさらに社会的分業と商品流通をも包括する非政治社会が、政治社会以前に形成されることを示している。その上で、ロックは、定められた領土をもつ共同体の内部で法による私的所有権が規制 *regulate* されることによって、自己労働による所有が契約 *compact* と同意 *agreement* によって確定されるに至ったこと (§45)、貨幣の登場が私的占有の格差 *an inequality of private possessions* を生み出すこと (§46-50) などに言及している。諸個人が、自己労働に基づく所有を基礎に、彼ら内部の法を伴う非政治的あるいは前政治的な社会を形成していることを述べ、そうした社会関係を政治社会成立の前提としているのである。

ここで注目すべきは、自然法にのみ着目して自然状態を描き、コモン・ローに触れなかった第2章「自然状態について」 (§4-15) とは異なり、共同体区々の法—それぞれ「良き旧き法」である慣習法—がロック的な「政治社会」以前に存在していたことを事実上認めていることであろう。ただし、ロックはそのような法をフリッツ・ケルンのように「主権的」な存在とは見ていない。それには、イングランドの主権をめぐる歴史的变化があったと推察しうるであろう。メイトランドが、14～16世紀の制定法について議会が「干渉しなかった *had not meddled*」ことを見出すのが困難であり、したがってロックの時代に先立って「わが中世議会の活発な立法が、法が国王あるいは国王と議会の上位にあるという理論を使用不可能 *unworkable* な法理にしてしまったのである」と述べていることを考えれば良いであろう¹⁴⁾。1539年の議会制定法である主権法 *Lex Regia* は、王が国王評議会の助言をえて、議会制定法の効力をもつ布告を制定しうる権能を王に与えたが、それはエドワードVI治世の初年(1547年)に廃止され、議会制定法が王の命令ないし布告より上位にあることを確認したのであった¹⁵⁾。したがって、ロックが慣習法を主権的と看做さなかったのは、エドワードI治下の1295年の議会をモデルとして成立したイングランドの議会と王の関係をめぐる歴史的現実に基づいていたと言えよう。「古来の法と慣習」は、既に触れたように、王の至上権に対する自由人の抵抗に観念上意味を与えるものであったが、立法という視点から見た時に主権をめぐる争点は、メイトランドが指摘するように、「王の主権と議会における王の主権との間の闘争 *the struggle lay between sovereignty of king, and sovereignty of*

14) Maitland, *ibid.*, p. 301, 邦訳 p. 400.

15) *Ibid.*, p.253, 邦訳 p. 336.

king in parliament」にあったのである¹⁶⁾。

それでは非政治あるいは前政治社会と政治社会の関係はどのように規定されるのであろうか。ロックは、諸個人が自然法を執行する権力を放棄し、それを公共の手にゆだねて結合して一個の社会をなすときに政治社会が存在するのであり、成員のすべてが自然状態においてもつ権力を放棄して政治共同体を形成するとき、共同体の行動は多数派の意志と決定に拘束されると言う (§95-99)。その際の政治社会の主たる目的を、ロックは、所有の保全 *the Preservation of their Property* に求めている (§85、124)。自然状態では、第1に、人々の間のあらゆる紛争を裁決すべき共通の尺度として人々の一般的同意によって制定される法を欠いており (§124)、第2に、法にしたがって紛争を裁決する公平な裁判官を欠き (§125)、第3に、正しい判決を執行する権力を欠く (§126)。これら3つの欠陥 *three defects* に対して、すべての人間の所有を保全し、対外的には侵入や侵略に対して共同体を防衛することが政治社会の権力である (§131)、とロックは述べる。所有の保全が政治社会の主要な目的であるとするのは、前政治社会的な社会関係には所有の保全以外に政治社会が関わるべき問題は存在しないことを意味する。それは、とりもなおさず、所有権をめぐる対立を除けば前政治社会的な社会が自己完結していると、ロックが認識していたことを指示するであろう。

ロックの政治社会論は、さらに重要な、しかも現代のリベラリズムにまで貫かれる非政治性を帯びるものであった。「同意なくして課税なし」という「権利請願」や「権利章典」と同様に、ロックは、「立法部は、人民が自ら、あるいはその代表者によって同意を与えない限り、彼らの所有物 *property* に対して課税してはならない」 (§142) と述べ、政治社会が人民の同意に基づくべきことを明らかにしている。しかし、政治社会が人民の同意に基づいてなすべきことは、そこで終わるものではない。政治社会は、人民のいかなる部分に、いかなる形態で、どれだけの課税等を課して権力の資源調達をなし、いかなる項目に、いかなる優先順序にしたがって、どれだけの支出をなすのか、また、それらに不可欠の制定法や諸制度をいかに定めるのかという課題を回避しえない。ロックは、万人が他人の意志や権威に従属することなく生来の自由に対して平等な権利をもつとしても、年齢や有徳、才能や功績、また出自・縁故・恩恵などで平等であるとは限らないことを認めている (§54)。これらに加えて、財産および所得、また性や宗教、職業、居住地などによる相違も存在する。一方では、私的所有の体系が内包する格差や階層的秩序があり、他方では、人民は多様な価値をもつ。異なる利益機会や情報に置かれ、また異なる価値をもつ人民の多様な選択肢から公共善 *common good* についての選択を行うことこそ政治が行う決断に他ならない。ロックもまた公共善について触れたが、立法部の権力は自然法が与えた保全以外を目的とするのではなく、臣民を破滅、奴隷、故意に貧困にすることは許されない (§135)、

16) *Ibid.*, p.301, 邦訳 p 400。

とするものであった。しかしながら、所有権を基礎とする経済社会をとっても税制の確立、貨幣・金融制度の構築、所有権自体の法的確定、インフラストラクチャの整備と保全が不可欠とされ、社会全般にわたっても教育政策や言語・文化政策、さらに救貧法をはじめ種々の社会政策など公共財 **public goods** が必要とされる。また、それら諸政策の間の順位付けという問題も生じる。そのような善をめぐる諸対立こそ政治的争点をなすのであって、何が公共善であるのか、この問題を回避する政治社会論は、善にかかわる政治を考察の外に追いやるか、あるいは権力を政治社会にゆだねた共同体自体を非政治的な無矛盾の体系として描くかのいずれかとなる。

さらに、上の問題の前に、そもそも政治社会ではどのような国制 **constitution** が選択されるべきかという課題が存在する。政治社会あるいは国家をどのように構成すべきか—君主制をとるべきか共和制をとるべきか、君主制の場合に君主の権力はいかに規制されるべきか、議会の構成と権能はいかに定められるべきか、司法権力、行政権力はいかに配置され、いかなる権能をもつべきか、軍はどのように設立され、統帥は誰に所属するのか等—という自明ではない課題への回答がなされねばならない。ロックの政治社会論は、国制に関して、立法権力を「至高の権力」とし (§149)、「連合権力も執行権力」も立法権力に対して補助的であり従属的であると述べ (§153) て、人民の同意に基づいて政治社会が構成されることを主張するものであったが、そこにとどまるものであった。しかし、上に述べた課題への回答は、社会を構成する人民の権利に関わり、人民の間に存在する種々の相違と政治社会の権力の配分の間を問いかけている。そのことは選挙権をめぐる歴史だけを見ても明らかであろう。付言すれば、政治社会は、先に述べた公共善の選択を含めて、社会選択という課題を回避しえないに他ならない¹⁷⁾。

立法権力を有する庶民院 **House of Commons** の選挙人資格は、ヘンリーVI治下の1430年制定法が19世紀はじめまで有効であった。それによれば選挙人資格は、州内の住人で少なくとも年40シリングの価値ある自由土地保有権が必要（騎士の場合は年20ポンド）とされ、都市はまた別に、しかも都市ごとに資格を異にしていた。投票権資格は自由人であるばかりでなく物的財産に依存していたのである。被選挙人については、ヘンリーV時に成立した議会制定法に基づき、庶民院の被選挙人は彼らが代表する州や都市の住民で、財産権による資格はなかったが、革命後の1710年には制定法に基づいて州の騎士は年600ポンド、市民は300ポンドの土地不動産をもたねばならないとされた¹⁸⁾。イングランドのこうした歴史は、ラスレットが、18世紀まで「政治権力は、同じ階級に属する専門職の人々や商人を同盟者とする、自意識の強いジェントリ

17) 社会選択については、奥野正寛・鈴木興太郎（1988）、IV部、特に第36章「社会厚生関数と集团的選択」 pp. 366-389を参照されたい。

18) Maitland, *op. cit.*, pp. 172-175, 邦訳 pp. 231-234。

層の手中にあり、政治史はほとんどこの階級の枠内で動いてきた¹⁹⁾と述べたことを裏付ける。『統治二論』が立法権力に関わる人民と想定したのは、こうした歴史的現実から乖離する抽象的諸個人ではなかった。チャールズ・テイラーもまた、「ブリテンとアメリカで支配的だった正統性 *legitimacy* の概念は、基本的には過去に目が向いたもの」であり、「はるか大昔からずっと続く存在する法に基づく秩序というものがあり、この秩序の中では議会が王と並んで正当な地位をもつ」「最も広く行き渡った前近代の秩序理解によく見られる観念²⁰⁾」があったと述べている。対照的にフランスでは、こうした観念が欠如していたがゆえに、1789年のフランスの革命は、いかなる代表制をもって国制を構築するかをめぐる一連の政治闘争を引き起こしたのであったが²¹⁾、イングランドの革命では、新たに国制の選択を問う課題は主要な問題とはならなかったのである。それだけにロックの政治社会論は、イングランドの政治的秩序の歴史的現実を反映するものであった。それ故にまた、その政治社会論は、ジェイムズⅡが従来の自由人と議会の権利を侵害し、国教を抑圧しカトリック教に基づく専制を実現しようとしたことの否定を主要内容とする1689年の「権利章典 *Bill of Rights*」に対応するものであった。

『統治二論』は、一方で自由で平等な諸個人が合意に基づいて政治社会を形成するという論理を展開し、他方で政治社会以前の自然状態においてすでに所有に基礎を置く社会関係が存在すると認識している。しかし、両者の間には亀裂あるいは対立が存在する。前者では、独立した諸個人によって社会関係が生み出され、後者では、諸個人はすでに社会的存在とされているからである。この亀裂なり対立をロックが意識することなく政治社会論を展開しえたのは、政治社会以前の自然状態の社会に暗黙裡に、所有の保全を除いて、諸個人が形成する社会に自己完結性を暗黙裡に認めることによってであった。集合体ではない非政治的で自己完結的な社会であればこそ、所有権をめぐる闘争は諸個人による「戦争状態」を惹起し、政治社会形成を要請するからである。王権神授説や有機体説を否定しつつ、社会内部での公共善をめぐる政治対立に立ち入らないロックの政治社会起源論は、それが立脚していた歴史的基礎を看過した時に、「政府は暴力と詐欺（不法行為）とに対する保護に自らを限定するべき」という自由放任の政治社会観の原型となる一面を有していたとも言えるであろう。

しかし、神によって定められた理性をもつ自由で平等な諸個人という概念そのものは、個人の誕生を解き明かすものではない。ロックの個人は、キリスト教にも基づくものでもあったが (§4)、何よりもイングランドの歴史的な社会関係を反映するものであった。個人の誕生は、社会関係を欠いて語ることはなしえないであろう。

19) Laslett, *ibid.*, p.238, 邦訳 p. 319。

20) Taylor (2004), p.110, 邦訳 p. 158。

21) *Ibid.*, pp. 113-114, 邦訳 pp. 163-164。

4. ロックの個人と自我あるいは自己の同一性について

「個人 individual」という用語は、ロックの『統治二論』によって社会を構成する個人としての意味をもつようになったと言える。先立つホッブズの『リヴァイアサン』では、未だ一人の自由人は個人としては表現されず、ロックの後にヒューム『人性論』が「個人 individual person」を「社会の全成員 all the members of the society」として捉え、ホッブズ及びロックとは異なる統治組織 government 形成論を展開し²²⁾、その後、個人と社会の関係は次第に近代社会の理解に不可欠となったと言えよう。しかし、個人とは、それ自体多義的な概念であり、「個人主義」はなおのこと多義的である。ある視点からの個人概念は他の視点からの個人概念とまるで異なることさえある。個人を自我 Self と同一視する場合と、社会を構成する主体として独立し自律する個人を意味する場合の相違を想起すればよい。しかし、これらの視点相互の関係自体、個人概念を探求する際には避けることはできない。そこで、ロックの個人概念についても、「自我」と「社会との関係での個人」との関係に焦点をあてて検討することが要請される。

4.1 ロックの自我把握について

一人称としての「私」を指す動作や言語が存在したとしても、そのことをもって直ちに自我あるいは自己意識が存在するとは言えない。先史時代以来、人間は小規模社会あるいは共同体で初期宗教あるいは呪術を伴う此岸的社会秩序から切り離された自我をもつことはなかったとも言われる²³⁾。だが、自我を前提とする人間の思索は、個人よりもはるかに先んじて古代から登場してきた。チャールズ・テイラーの言う「大いなる脱埋め込み」の過程が紀元前500年前後の数世紀に、ヤスパース『歴史の起源と目標』で言う「枢軸時代 die Achsenzeit」が始まったからである^{24) 25)}。その時代に、中国、インド、中近東、ギリシャにわたる地域に、孔子と老子、ウパニシャッド哲学、ゾロアスター教、旧約聖書の預言者達、ギリシャの詩人達と哲学者達の活動が生まれ、彼らは、「人間が全体としての存在と、人間自身ならびに人間の限界を意識した」²⁶⁾ 宗教的・哲学的覚醒の時代をもたらし、「全世界に内面的に対峙」し、「自己の中に根源を見出し、そこから自己自身と世界を超越」したとヤスパースは言う²⁷⁾。未だ神話

22) Hume(2003[1739-1740]), p. 348 を含む Book III, Part II, 邦訳第4分冊 p. 55を含む第三篇第二部。

23) Taylor, *op.cit.*, pp. 49-57, 邦訳 pp. 69-82。なお、Weber (1972[1922]) も、p. 245, 邦訳 p. 3 において、初期宗教について「此岸的 diesseitig」であることを指摘しているが、共同体行為の理解は諸個人の主観的体験、表象、目的からのみ得られると述べている。

24) *Ibid.*, pp. 49-67, 邦訳 pp. 69-96。

25) Jaspers (1949), p.20, 邦訳 p. 23。

26) *Ibid.*, p.20, 邦訳 p. 23。

27) *Ibid.*, p. 22, 邦訳 p. 25。ただし、引用部分は筆者訳。

なり初期宗教を一切捨て去ったわけではないが、彼らはある場合に自己を超越することを志向するが、それは自己自身の主体的行為に他ならず、共同体や呪術によって与えられた行為とは異なっていた。そのようなエリートが導く宗教や哲学は、ある変化をエリートでない人々にも影響を及ぼす。カッシーラーも『人間』でゾロアスター教に言及する中で、「人間が神的なものに接触するようになるのは、自由により by freedom、自己に依存する決意 by a self-dependent decision」による「自由の新しい理想」に到達すると述べ²⁸⁾、また「すべての高級の倫理的宗教—イスラエルの預言者たちの宗教、ゾロアスター教、キリスト教—」は「抑制や強制ではなく人間の自由の新たな積極的理想 a new positive ideal of human freedom の表現である宗教的義務についての、さらに深い意味を見出す」²⁹⁾と述べて、神話時代と枢軸時代の相違を指摘している。

その後、自我をめぐる思索は、ヨーロッパでは、ピッポのアウグスティヌスからスコラ哲学を経てプロテスタント神学に至る思索の中に刻まれ続け、近世に至って、自我と自己意識は哲学と人間学に不可欠の概念となる。16世紀のモンテーニュの「自分のこと、私のこと que domestique et privée」³⁰⁾の省察や17世紀前半のデカルトのコギト、そして以下にみるロックの自我Selfから始まって、自我と自己意識は哲学的概念として後代に継承されてきた。無論、「私」という意識をもつことは、ホムンクルスのような心的実体としての「私」の存在を意味するものでもなく、また「私」自身が十全の自己認識をもつことも意味しない。それでも「私」が主体として、自身の身体を含めた「世界」に直面し、感情や情念をもち、言語をもって概念を把握し、思考し行為し、かつそうした自己自身を意識すること自体は否定できない³¹⁾。

ロックは自我や自己意識について『統治二論』において言及することはなかったが、『統治二論』と同じ1690年に刊行された『人間知性論』の第2版(1694年)で第2巻「観念について Of Ideas」に追加した第27章「同一性と差異性について Of Identity and Diversity」において、人格 person とは、「理性と反省 reason and reflection」を有し、それ自身 itself を自己 itself と考えることのできる「思考する知的存在 a thinking intelligent being」と述べ、さらに意識 consciousness に基づいて自我 self が、したがって「人物あ

28) Cassirer (1972[1944]), pp. 99-101, 邦訳 pp. 211-214。

29) *Ibid.*, p. 108, 邦訳 p. 228。

30) Montaigne (1965[1580]), p.49, 邦訳 p. 4。

31) 後に述べることに関連するが、デカルトはDescartes (1930[1637])において精神と肉体の二元論を唱えたが、理性を含む精神の活動に情念があることをDescartes (1966[1649])は明白に把握し、現代でいえば情念がホメオスタシスの機能をもつことをも指示していた。デカルトのコギトは、理性にとどまらない精神を見つめた自我であった。パスカルはPascal (1964[1669])においてデカルトの主知主義を批判するが、それは、後の理神論につながりかねない合理主義への批判であり、デカルトの感性や情念への言及を拒否したものとは言えないであろう。

るいは人格同一性 personal identity」が存在すると述べたのであった³²⁾。ロックは、自我を明確に肯定したのであり、自己意識 self-consciousness や自己認識 self-awareness に及ぶ思索の系列に位置したのである。

ここで注目すべきは、ロックが上の叙述に先立つ同書同巻第21章「力能について Of Power」において、自由 liberty の観念を「思考と行動能力 thinking and motion」に求め、「自由の観念 the idea of liberty は、精神 mind の決定あるいは思考にしたがって特定の行為を行うか、あるいはそれを思いとどまる行為者 any agent の力能 power の観念である」と述べていることである³³⁾。この叙述は、自我をもつ人間が思考する知的存在であるという第27章の規定の前提をなすであろう。したがって、『統治二論』における自由な個人の規定と『人性論』の自由論及び自我論は内的な関係を有すると言えよう。『統治二論』でロックは、人間は生来的 by Nature に平等 Equality であるという規定について、「すべての人間が、他人の意志や権威に従属することなく彼の生来の自由 Natural Freedom に対してもつ平等な権利」であると述べ (§54)、さらに「人間 Man に彼の行動 Actions を導く知性 Understanding を与えた神は、彼に意志の自由 a freedom of Will と行動の自由 liberty of Acting 与えたと述べている (§58)。すなわち、ロックの自由な個人は、「理性と反省」を有し自己同一性をもつ「知的存在」であることを前提とし、理性に基づいて「思考と行動能力」を有する存在に他ならないのである。子供のように「自分の意志を導くべき知性をもたない状態にある間は、彼は従うべき自らの意志を何一つもつことはない」 (§58) と述べているように、ロックにとって、自由な個人はあくまでも自立し自律しうる知的存在に他ならなかった。

4.2 個人の前提としての自我に関する思考の転変からの問題提起

ロックにあっては、「自由で、平等で、独立」した存在として、したがって何よりも個人として存在する人間という観念は、ロックの後に概念化される自己意識や自己認識にも基礎を与える自我観念と結合していた。

しかし、近世から現代にかけてこのような自我観念に対しては、批判的検討もなされてきた。キリスト教神学の「自由意志」に対する批判、さらに自我を基礎とする合理主義への批判とも結びついて、ヒュームが『人性論』第1巻第4部第6節「人格同一性について Of Personal Identity」において、ロックやデカルトの自己同一性にかかる自我観念を否定し³⁴⁾、自我観念批判の先駆をなしたのは周知のところであろう。第2次大戦後にはライルの『心概念』が主観的自己意識を「デカルトの神話」として

32) Locke (1997[1690, and the 4th edition in 1700]), pp.302-311, 邦訳第2分冊 pp. 312-329。ただし訳文は筆者。

33) *Ibid.*, p. 223, 邦訳 p. 134。ただし訳文は筆者。

34) Hume, *op. cit.*, pp. 179-188, 邦訳第2分冊 pp. 101-117。

批判し³⁵⁾、フッサールの現象学や実存哲学が基礎を置く自我観念に基づく諸概念に対立し、また、自我をめぐる、心理学では、第1次大戦後に内観あるいは内省を否定する行動主義心理学が生まれ、現代に至るまで自我や自己意識をめぐる哲学や心理学など諸学は論争状況に置かれてきた。

そのような自我をめぐる思想史の中で、ヒュームのロック批判は人格同一性の批判に留まらず、ロックの自我観念と個人概念に関わるより重要な論点を提示したことに注意しなければならない。第1は、ヒュームが前掲書の第2巻「情念について Of the Passions」で、自由が思考と行動力によって規定されるとするロックに対して、理性のみでは意欲も行動ももたらさないことを指摘し、「理性は情念の奴隷 the slave of the passions である」とまで述べ、精神が情念を不可欠とすることを主張したことである³⁶⁾。第2は、第2巻第2部第5節で、人間は社会に関係を欠いたいかなる願望も抱きえず、完全な孤独 solitude は人間が蒙る最大の罰であると述べ³⁷⁾、第3巻第2部「正義と不正義について Of Justice and Injustice」において、人間の他の被造物に対する欠陥を補い、また優位にたちうるのは社会によってであるとし、個人が別々に彼自身のためだけに労働する際には破滅と不幸を不可避免的に伴うと述べて³⁸⁾、個人が社会から独立に存在しえないことを強調したことである。その上で、ヒュームはさらに進んで同巻同部第5節「統治組織 government の起源について」において、ロックが描いた非政治あるいは前政治社会においてすら、家族を超える社会関係は不可避免的に統治組織形成をもたらすことを指摘したのであった³⁹⁾。

4.3 自我の社会性—問題としての「社会と個人」の関係

ロックは自我を踏まえて独立した理性的個人を社会の前提としたのに対して、ヒュームは、自我を否定しつつ個人の社会性を説いたが、ここに、2つの課題が提起されたと言えよう。第1は、個人概念と個人の社会性がいかにして誕生してきたのかという問いである。第2は、ロックとヒュームの間に関わっている一つの環とも言える間で—個人概念の前提となる自我自体が社会といかなる関係をもつのか、である。

後者の問については、枢軸時代について見たように、自我自体、人間の歴史過程のある段階から登場したが、それは歴史的な社会状況と結びつくものであったことに留意しなければならない。ヤスパースは言う。枢軸時代における精神の変化の基礎には、「無数の小国家や都市が乱立し、すべてが互いに他に対して闘争し、そこにおいてもなお、さしあたりめざましく繁栄し、力と富の発展が可能となった」ところの「社会

35) Ryle (2000[1949])。

36) Hume, *op. cit.*, pp. 196-323, 邦訳第3分冊、引用句は、p. 295, 邦訳 p. 205。ただし筆者訳。

37) *Ibid.* p. 258, 邦訳同上 p. 133。

38) *Ibid.* p. 345, 邦訳第4分冊 pp. 56-57。

39) *Ibid.* pp. 380-384, 同上 pp. 125-133。

学的状態 ein soziologischer Zustand」があった、と⁴⁰⁾。

現代までに、自我の社会性については、哲学、社会学、文化人類学、社会心理学などの諸領域で既に多くの研究がなされてきた。人間は、自然との物質代謝を通じて生活を営む時、原初から集合的に生活し、言語や環境についての共通のシンボル形式を用いての相互の意志伝達と認識や価値の共有を通じて、生活と生産を行ってきたのであり⁴¹⁾、いかなる人間の自我も社会から独立して存在しうるものではない。このことは、独立した実体としての自我が社会という状況に置かれるということの意味するのではなく、自我それ自体が社会を不可欠とすることを意味する。人間は幼児期から成人になる過程の中で、自我を獲得して自分を取り巻く世界に対する主体となるが、メルロー＝ポンティの『幼児の対人関係』⁴²⁾やミードの『精神・自我・社会』⁴³⁾をはじめ多くの研究が指摘するように、人間は他者との関係、すなわち両親をはじめ家族、近隣の人々、友人、その他多くの人々との接触を通じて、自我と自己意識を環境世界としての社会の中で形成する。さらに、自我と自己意識は、自我アイデンティティの形成に向かうが、エリクソンが『アイデンティティとライフサイクル』⁴⁴⁾で述べたように、アイデンティティは、家族から身近な集団をはじめとして人生の諸段階で直面する社会関係の中で形成される。社会関係の中での位置を欠いた孤立した人間には自我は存在しえないであろう⁴⁵⁾。

しかし、「大いなる脱埋め込み」から理解しうるように、自我、自己意識、自己認識は、ある歴史的な社会過程で胚胎し、誕生してきた。それでは、枢軸時代から始まる自我は、いかなる歴史的過程の中で普遍的観念として受容されるようになり、17世紀に個人という意識をもたらすようになったのか、また、近代社会の中での個人の位置と意味とはいかなるものであろうか。これらの課題が浮かび上がってくる。そのような課題に答えることによって、はじめてカーが指摘するように、個人と社会が「不

40) Jaspers, *op. cit.*, p.23, 邦訳 pp. 26-27。ただし、引用部分は筆者訳。

41) Cassirer, *op. cit.*。

42) Merleau-Ponty (1962)。

43) Mead (1967[1934])。

44) Erikson (1980[1959])。

45) 自我の社会性については、認知科学・脳神経科学などの近年の研究においても取り上げられるに至っている。Libet (2004), Gazzaniga (2009), (2012[2011]), (2013), Dehaene (2014), Damasio (2000), (2012[2010]) などの一般向けに公刊された諸著作は、未だ統一した学説形成には至らないとはいえ、いずれも、ニューロンによって構成される脳の機能が創発 emergence を通じて、フロイト的射程を越える無意識を基礎に、情動 emotion、感情 feeling、情念 passion から思考を生み出し、自我をもたらすこと、しかも自我が社会性を不可欠とすることなどを指摘している。デカルトの心身二元論は様々な批判を受けてきたが、16世紀から17世紀にかけての解剖学の発展は脳を含む身体について「神」に制約されない研究を育み、現代に至って自然科学は自我や自己意識をめぐる哲学と精神分析を含む人間学の領域に接近してきたとも言えよう。

可分 inseparable」であり⁴⁶⁾、両者は互いに相対 the relative の関係にあることを十全に理解しうるであろう。

5. 結びにかえて

本稿は、近代社会における個人と社会の関係を問うために、『統治二論』を中心に、現代に至る「個人から社会が構成される」という観念の原基的をなすロックの個人概念が、第1に、イングランドの歴史的社会的状況を抽象化した自由で平等で、かつ自己労働に基づく所有によって独立する理性的存在として把握されたこと、第2に、そのような諸個人は自然状態あるいは前政治社会において所有の保全をめぐる対立を除けば自己完結的な非政治的社会を構成し、所有の保全のみが政治社会の契機とされ、結果的に政治社会自体も国制や公共善をめぐる課題を看過する限界を有したこと、第3に、自由な個人概念は人格同一性をもつ自我を前提としつつ、情念と社会性を看過する問題を孕んでいることを明らかにしてきた。

以上のロックの論理への評注から、最後に、自我および独立した諸個人という表象がいかなる歴史的過程の中で形成されてきたのかという課題を見出すに至った。個人をめぐる思考の系列が、枢軸時代から始まる自我の形成以後の歴史を継承し、17世紀末から18世紀に個人という意識をいかに生み出したのか、さらに、歴史的過程の中で誕生した個人は近代社会においていかなる位置を占め、いかなる意味をもつのか、これらを次稿の課題としたい。

付記：本稿執筆にあたっては、辻康夫北海道大学大学院教授、吉原直毅マサチューセッツ大学アマースト校教授から有益なコメントと討論の機会をいただいた。深く謝意を表する。

<参考文献> 半カッコ内の [] の数字は初版を示す。

- Arendt, Hannah (1998[1958]), *The Human Condition*, The University of Chicago Press, Chicago, 志水速雄訳『人間の条件』1994、ちくま学芸文庫。
 ——— (1977[1954]), *Between Past and Future*, Penguin Books, London, 引田隆也・斎藤純一訳『過去と未来の間』1994、みすず書房。

46) Carr (1961), p. 36, 邦訳 p. 41。社会と個人を分節化するとともに対立させる見地に対しては、哲学、歴史学、社会学以外の領域でも注目すべき批判的研究がある。社会心理学の小坂井敏晶 (2011[2002]) や言語学・記号学における丸山圭三郎 (1984) などをみればよい。本稿では、こうした社会心理学や記号学などの側面には踏み入ることをなしえないが、筆者がこれらの研究にも負っていること、並びに今後取り組むべき課題を与えていることを記しておきたい。

- Carr, Edward Hallett (1961), *What is History?*, Vintage Books: a Division of Random House, New York, 清水幾太郎訳『歴史とは何か』1962、岩波新書.
- Cassirer, Ernst (1972[1944]), *An Essay on Man*, Yale University Press, New Haven, 宮城音弥訳『人間：シンボルを操るもの』1997、岩波文庫.
- Damasio, Antonio (2000), *The Feeling of What Happens: Body, Emotion and the making of Consciousness*, Vintage, London, 田中三彦訳『無意識の脳 自己意識の脳：身体と情動と感情の神秘』2003、講談社および田中三彦訳『意識と自己』2018、講談社学術文庫.
- (2012[2010]), *Self Comes to Mind: Constructing the Conscious Brain*, Vintage, London, 山形浩生訳『自己が心にやってくる：意識ある脳の構築』2013、早川書房.
- Dehaene, Stanislas (2014), *Consciousness and the Brain: Deciphering How the Brain codes our Thoughts*, Penguin Books, New York, 高橋洋訳『意識と脳：思考はいかにコード化されるか』2015、紀伊国屋書店.
- Descartes, René (1930[1637]), *Discours de la Méthode*, Librairie Philosophique J. Vrin, Paris, 野田又夫訳『方法序説・情念論』1974、中公文庫.
- (1966[1649]), *Les Passions de L'Ame*, Librairie Philosophique J. Vrin, Paris, 野田又夫訳『方法序説・情念論』1974、中公文庫.
- Erikson, Erik H. (1980[1959]), *Identity and the Life Cycle*, W. W. Norton & Company, New York, 西平直・中島由恵訳『アイデンティティとライフサイクル』2011、誠信書房.
- Gazzaniga, Michael S. (2009[2008]), *Human: The Science Behind What makes your Brain Unique*, Harper Perennial, New York, 柴田裕之『人間とは何か：脳が明かす「人間らしさ」の起源』2018、ちくま学芸文庫.
- (2012[2011]), *Who's in Charge?: Free Will and the Science of the Brain*, HarperCollinsPublishers, New York, 藤井留美訳『<わたし>はどこにあるのか：ガザニガ脳科学講義』2014、紀伊国屋書店.
- (2013), *Consciousness and the Social Brain*, Oxford University Press, Oxford.
- Hobbes, Thomas (1996[1651]), *Leviathan*, Oxford University Press, Oxford, 水田洋訳『リヴァイアサン 1-4』1992-1985、岩波文庫.
- Hume, David (2003[1739-1740]), *A Treatise of Human Nature*, Dover Publications, New York, 大槻春彦訳『人性論 1～4』1949-1952、岩波文庫.
- Jaspers, Karl (1949), *Vom Ursprung und Ziel der Geschichte*, R. Piper & Co. Verlag, München, 重田英世訳『歴史の起源と目標』1964、理想社.
- Kern, Fritz (1952), *Recht und Verfassung im Mittelalter*, Wissenschaftliche Buchgesellschaft, Darmstadt, 世良晃志郎訳『中世の法と国制』1968、創文社.
- Laslett, Peter (1988[1965]), *The World We Have Lost- Further Explored*, Routledge, London, 川北稔・指昭博・山本正訳『われら失いし世界』1986、三嶺書房.
- Libet, Benjamin (2004), *Mind Time: The Temporal Factor in Consciousness*, Harvard University Press,

- Cambridge (MA), 下條信輔・安納令奈訳『マインド・タイム：脳と意識の時間』2021、岩波現代文庫。
- Locke, John (1988[1690]), *Two Treatises of Government*, Cambridge University Press, Cambridge, 加藤節訳『統治二論』2010、岩波文庫。
- (1997[1690, and the 4th edition in 1700]), *An Essay Concerning Human Understanding*, Penguin Classics, London, 大槻春彦訳『人間知性論 1～4』1972～1977、岩波文庫。
- Maitland, Frederic William (1908), *The Constitutional History of England*, Cambridge at the University Press, Cambridge, 小山貞夫訳『イングランド憲法史』1981、創文社。
- Mead, Geroge H. (1967[1934]), *Mind, Self, and Society*, The University of Chicago Press, Chicago, 稲葉三千男・滝沢正樹・中野収訳『精神・自我・社会』1973、青木書店。
- Merleau-Ponty, Maurice (1962), *Les relations avec autrui chez l'enfant*, Centre de documentation universitaire, Sorbonne, Paris, 滝浦静雄・木田元訳「幼児の対人関係」『眼と精神』1966所収、みすず書房。
- Montaigne, Michel de (1965[1580]), *Essais I-III*, Gallimard, Paris, 関根秀雄訳『随想録』1985、白水社。
- Pascal, Blaise (1964[1669]), *Pensées de Pascal*, Garnier Frères, Paris, 由木康訳『パスカル瞑想録』1967、白水社。
- Ryle, Gilbert (2000[1949]), *The Concept of Mind*, Penguin Books, London, 坂本百大・井上治子・服部祐幸訳『心の概念』1987、みすず書房。
- Smith, Adam (2003[1776]), *The Wealth of Nations (An Inquiry into the Nature of the Wealth of Nations)*, Bantam Dell, A Division of Random House, New York, 大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富 I - II』1969、岩波書店。
- Taylor, Charles (2004), *Modern Social Imaginaries*, Duke University Press, Durham and London, 上野成利訳『近代：想像された社会の系譜』2011、岩波書店。
- Weber, Max (1972[1922]), *Religionssoziologie, Wirtschaft und Gesellschaft: Grundriss der Verstehenden Soziologie, Kapitel V*. J.C.B Mohr, Tübingen, 武藤一雄・藺田宗人・藺田坦訳『宗教社会学 (『経済と社会』第2部第5章)』1976、創文社。
- Wolin, Sheldon S. (2004[expanded edition of 1960]), *Politics and Vision: Continuity and Innovation in Western Political Thought*, Princeton University Press, Princeton, 尾形典男・福田歆一・佐々木武・有賀弘・佐々木毅・半澤孝麿・田中治男訳『政治とヴィジョン』2007、福村出版。
- 奥野正寛・鈴木興太郎 (1988)、『ミクロ経済学Ⅱ』岩波書店。
- 小坂井敏晶 (2011[2002])、『増補 民族という虚構』ちくま学芸文庫。
- 佐々木隆生 (2010)、『国際公共財の政治経済学：危機・構造変化・国際協力』、岩波書店。
- 丸山圭三郎 (1984)、『文化のフェティシズム』勁草書房。

The Situations and Meaning of Individuals in Modern Society (1): On the Jon Locke's Concept of Individual and his Model of Society

SASAKI Takao

Abstract

The idea that free, equal, and independent individuals form society became dominant in the late 17th century. This idea negates the old imaginary in which individuals are subordinate to society as an organic body headed by a King or any supreme authority, and forms the conceptual framework to both liberalism and socialism. However, there are also many studies in philosophy, sociology, politics, economics, psychology, etc., that dispute this relationship between society and individuals and support the argument that human beings are not independent actors separate from society. In this introductory essay, I try to explain how Locke's 'free man' was dependent on the society of his age, and that this model of society was non-political. His idea of individuals is closely related to his own idea of self and personal identity; and engendered the idea that the individual is an independent and autonomous being. The relationship between the individual and society is close and inseparable; and it elicits scrutiny of the fundamental and essential features of the relationship, and how the ideas of 'self' and 'individual' emerged historically.

Keywords

Locke's model of society, individuals as rational creatures, property based on man's own body and work, relationship between society and individuals, self and individual